

令和5年度 鴻巣市青少年問題協議会資料



パトロールひなちゃん

日時：令和6年3月19日（火）10:00～

会場：鴻巣市役所1001会議室

令和 5 年度

鴻巣市青少年問題協議会資料

1	次第	P1
2	鴻巣市青少年問題協議会委員名簿	P2
3	令和 4 年度 青少年健全育成関係事業報告	P3・4
4	令和 4 年度 青少年健全育成関係支出内訳	P5
5	令和 5 年度 青少年健全育成関係事業報告	P6・7
6	令和 5 年度 青少年健全育成関係支出内訳	P8

(参考)

1	鴻巣市青少年問題協議会設置条例	P9～11
2	地方青少年問題協議会法	P12

鴻巣市青少年問題協議会委嘱式

日 時 令和6年3月19日（火）午前10時
場 所 鴻巣市役所1001会議室

- ・ 委嘱状の交付
 - ・ あいさつ
 - ・ 自己紹介
 - ・ 事務局紹介
-

令和5年度 鴻巣市青少年問題協議会

日 時 令和6年3月19日（火）委嘱式後
場 所 鴻巣市役所1001会議室

次 第

1 開 会

2 会長及び副会長の選出

3 あいさつ

4 議 事

- (1) 令和4年度青少年健全育成関係事業報告及び支出内訳について
- (2) 令和5年度青少年健全育成関係事業報告及び支出内訳について

5 講 話

「こどもたちの未来に向けて」

講師 子どもの居場所コーディネーター 大澤 武司 氏

「鴻巣市内（管内）における青少年の非行の現状」

講師 埼玉県鴻巣警察署 生活安全課長 清水 奈麻子 氏

6 その他

7 閉 会

鴻巣市青少年問題協議会委員名簿

任期：令和6年3月1日～令和8年2月28日

No.	氏名	ふりがな	性別	選出	備考
1	中山 和典	なかやま かずのり	男	鴻巣警察署長	
2	島崎 孝江	しまざき たかえ	女	鴻巣地区保護司会	
3	後藤 康治	ごとう やすはる	男	鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	
4	服部 幸司	はっとり こうじ	男	鴻巣市小・中学校長会	
5	小川 隆	おがわ たかし	男	高等学校長	
6	吉羽 善江	よしば よしえ	女	鴻巣市PTA連合会	
7	阿諏訪 英二	あすわ えいじ	男	鴻巣市自治会連合会	
8	木野田 浩	きのた ひろし	男	鴻巣警察署少年非行防止ボランティア連絡協議会	
9	加藤 繁	かとう しげる	男	鴻巣市子ども会育成連絡協議会	
10	高橋 洋明	たかはし ひろあき	男	鴻巣市スポーツ少年団	
11	藤原 将人	ふじわら まさと	男	鴻巣市青少年相談員協議会	
12	奥木 美恵子	おくぎ みえこ	女	鴻巣市青少年育成推進員協議会	
13	嶋村 和枝	しまむら かずえ	女	鴻巣市青少年育成推進員協議会	
14	山本 明伸	やまもと あきのぶ	男	鴻巣市商工会	
15	池澤 道弘	いけざわ みちひろ	男	鴻巣市青少年健全育成市民会議	
16	渡邊 恵子	わたなべ けいこ	女	社会教育委員	
17	二俣 一登	ふたまた かずと	男	一般公募	

令和4年度 青少年健全育成関係事業報告

No.	事業名	期日	開催場所等	内容	参加者数
1	ジュニアリーダー 資格認定研修	4/3～ 8/8	各公民館 小川げんきプラザ 名栗げんきプラザ	中学1年生を対象に、全国子ども会指導者研修基準に基づき、子ども会活動のなかで指導的役割を担える資格をもつジュニアリーダーの養成を図る	《申込者数》 中学1年 21名 男子 9名 女子 12名
2	家族ふれあい 魚釣り大会	5/21	川里中央公園弁天池	魚釣りを通して家族と自然とのふれあいを図る	76名 (27家族)
3	チャレンジスクール	①7/23 ②3/28	①草加煎餅 丸草一福 ②吹上生涯学習センター	①「おせんべい工場にいてみよう！」 ②「ものづくり」ってなんだろう？～キラキラキーホルダーをつくらう～	合計62名 ①39名 ②20名
4	子ども大学 こうのす	(プレ) 8/1 ①8/4 ②8/10 ③8/17 ④8/19 ⑤8/26	栃木県なかがわ水遊園 ①ものづくり大学 ②箕田公民館 ③笠原公民館 ④馬室キャンプ体験広場 ⑤吹上生涯学習センター	(プレ)【はてな学】『水の中に住む生き物を知ろう!』～見て、触って、体験しよう～ ①【はてな学】流動床実験で砂のパワーを体感しよう～防災について考えよう～ ②【生き方学】「廃材を使用した制作をしてみよう!」～トイレットペーパーの芯などを使って工作をします～ ③【生き方学】『動きの基礎をおさえよう!』～君も運動会のヒーローになろう～ ④【ふるさと学】「歩こう!探そう!たどり着こう!」～協力してゴールを目指そう、ウォークラリー～ ⑤【生き方学】「英語であそぼう!」～英語でゲームやアートを楽しもう～	卒業生30名 (応募者44名) のべ参加者155名 プレ26名 ①25名②27名 ③26名④25名 ⑤26名
5	青少年健全育成 「市民のつどい」	11/26	クレアこうのす	小中学生のポスター・習字の展示、作文発表等を通じて市民に広く青少年健全育成意識の高揚を図るとともに、青少年を地域で見守り育てるまちづくりを目指す 《応募作品数》 習字 135作品(5・6年生) 作文 17作品(中1) ポスター 23作品(中2) ・オープニング 吹上秋桜高等学校太鼓部による発表 ・表彰式と作文発表 ・アクション(常光小ソーラン隊・和太鼓演奏、赤二小リズムダンス)	583名
6	彩の国21世紀郷土かるたの配付	12/8	各小学校・子ども会へかるたの配付 186セット	郷土かるたを通じて、自分たちの住む郷土を知り、触れることで親しみや郷土愛を育む	小学校183セット 子ども会3セット

No.	事業名	期日	開催場所等	内容	参加者数
7	第38回彩の国21世紀郷土かるた鴻巣大会【中止】	1/28	総合体育館	小学校高学年を対象に児童が、個人戦と団体戦（4人）に分れて優勝目指し、かるたにチャレンジする。また、小学校低学年の児童には体験として、かるたの試合を行っている	—
8	第41回彩の国21世紀郷土かるた県大会【不参加】	3/12	埼玉県立武道館（上尾市）	鴻巣大会で1～3位に入賞した個人と団体が鴻巣市の代表として参加をする	—
9	青少年非行防止パトロール	年間	市内全域9回（雨天や新型コロナウイルスの影響により全12回中3回中止）	6月～翌年5月まで毎月第3金曜日（夏休み中は5回、吹上地域、川里地域を含む）非行防止パトロールを行う	58名
10	健全育成啓発用品	年間	市内	市民のつどい等のイベント開催にあわせ、啓発用品を配布する	
	青少年健全育成について、毎月の市広報で啓発 ・毎月10日は「青少年健全育成の日」 ・毎月第3日曜日は「家庭の日」				

令和4年度 青少年健全育成関係支出内訳

(単位：円)

No.	事業名	市民会議		市		合計		説明
		予算額	支出額	予算額	支出額	予算額	支出額	
1	ジュニアリーダー 資格認定研修	0	0	125,000	125,000	125,000	125,000	研修負担金
2	家族ふれあい魚つり 大会	1,000	20,682	20,000	19,923	21,000	40,605	看護師、メダル代、消耗品他
3	チャレンジスクール	15,000	13,378	21,000	7,298	36,000	20,676	消耗品
4	子ども大学こうのす	0	0	141,000	141,000	141,000	141,000	補助金
5	彩の国21世紀郷土かるた の配付及び販売用購入	0	0	245,000	174,600	245,000	174,600	かるた配付分(186個)小学校・ 子ども会/販売用購入分(54 個)
6	青少年健全育成市民のつど い	20,000	69,890	206,000	194,802	226,000	264,692	消耗品、会場、運搬料
7	第38回彩の国21世紀 郷土かるた鴻巣大会 【中止】	46,000	0	86,000	0	132,000	0	消耗品
8	第41回彩の国21世紀 郷土かるた県大会 【不参加】	5,000	0	0	0	5,000	0	写真プリント代
9	青少年非行防止 パトロール	30,000	24,268	1,000	0	31,000	24,268	保険料、飲み物等、消耗品
10	健全育成啓発用品	60,000	44,000	0	0	60,000	44,000	健全育成啓発用品代
11	事務費・会議費等	34,000	17,434	0	0	34,000	17,434	郵券料
12	健全育成啓発用品 積立金	20,000	20,000	0	0	20,000	20,000	健全育成啓発用品購入積立金
合計		231,000	209,652	845,000	662,623	1,076,000	872,275	

令和5年度 青少年健全育成関係事業報告(仮)

No.	事業名	期日	開催場所等	内容	参加者数
1	ジュニアリーダー資格認定研修	4/1～8/7	各公民館 北本キャンプフィールド 小川げんきプラザ 名栗げんきプラザ	中学1年生を対象に、全国子ども会指導者研修基準に基づき、子ども会活動のなかで指導的役割を担える資格をもつジュニアリーダーの養成を図る	《申込者数》 中学1年12名 男子 8名 女子 4名
2	家族ふれあい魚釣り大会	5/20	川里中央公園弁天池	魚釣りを通して家族と自然とのふれあいを図る	106名 (38家族)
3	チャレンジスクール	①7/22 ②3/27	①クリクラミュージアム&本庄工場 ②コスモスアリーナふきあげ・コウノトリ野生復帰センター	①「おいしい水のヒミツを知ろう！」 ②「コウノトリ」ってどんな鳥？	合計58名 ①37名 18家族 大人18名 子ども19名 ②21名
4	子ども大学こうのす	(プレ)8/1 ①8/4 ②8/10 ③8/16 ④8/20 ⑤8/22	栃木県子ども総合科学館 ①関東工業自動車大学校 ②コスモスアリーナふきあげ・コウノトリ野生復帰センター ③吹上生涯学習センター ④あたご公民館 ⑤富士電機株式会社	(プレ)【生き方学】『宇宙に触れよう!』～宇宙の神秘を感じてみよう～ ①【はてな学】『電気自動車を学ぶ』～クリップモータを作ろう～ ②【ふるさと学】『コウノトリってどんな鳥?』～コウノトリを見て生態系について考えよう～ ③【生き方学】「英語であそぼう!」～英語でゲームやアートを楽しもう～ ④【ふるさと学】『郷土かるたを作ろう!』 ⑤【はてな学】『プログラムを組んで鴻巣をまわろう!』	卒業生38名 (応募者54名)のべ参加者208名 プレ36名 ①36名②36名 ③34名④30名 ⑤38名
5	青少年健全育成「市民のつどい」	11/25	クレアこうのす	小中学生のポスター・習字の展示、作文発表等を通じて市民に広く青少年健全育成意識の高揚を図るとともに、青少年を地域で見守り育てるまちづくりを目指す 《応募作品数》 習字 128作品(5・6年生) 作文 23作品(中1) ポスター 20作品(中2) ・オープニング 鴻巣高等学校吹奏楽部による発表 ・表彰式と作文発表 ・アトラクション(赤二小ダンスクラブ)	447名
6	彩の国21世紀郷土かるたの配付	12/13	各小学校・子ども会へかるたの配付 135セット	郷土かるたを通じて、自分たちの住む郷土を知り、触れることで親しみや郷土愛を育む	小学校132セット 子ども会3セット

No.	事業名	期日	開催場所等	内容	参加者数
7	第39回彩の国21世紀郷土かるた鴻巣大会	1/27	総合体育館	<p>小学校高学年を対象に児童が、個人戦と団体戦（4人）に分れて優勝目指し、かるたにチャレンジする。</p> <p>団体 14チーム、個人 18名</p> <p>【団体戦】 優勝 ブラッククローバー(下忍小) 準優勝 どんぐりオレンジ(田間宮小) 第3位 くすっこビクトリーズ(屈巢小)</p> <p>【個人戦】 優勝 高野 明壽香(田間宮小) 準優勝 久保田 莉紗(下忍小) 第3位 碓井 美晴(下忍小)</p>	63名
8	第42回彩の国21世紀郷土かるた県大会	3/10	日高市文化体育館 ひだかアリーナ (日高市)	<p>鴻巣大会で優勝、準優勝、第3位となった個人と団体が鴻巣市の代表として参加した。</p> <p>団体 109チーム、個人 119名</p> <p>【団体戦】 ・ブラッククローバー(下忍小) 予選リーグ敗退 ・どんぐりオレンジ(田間宮小) 予選リーグ敗退 ・くすっこビクトリーズ(屈巢小) 決勝トーナメント進出・2回戦敗退</p> <p>【個人戦】 ・高野 明壽香(田間宮小) 予選リーグ敗退 ・久保田 莉紗(下忍小) 予選リーグ敗退 ・碓井 美晴(下忍小) 予選リーグ敗退</p>	513名
9	青少年非行防止パトロール	年間	市内全域9回(雨天の影響により全12回中1回中止)	6月～翌年5月まで毎月第3金曜日(夏休み中は5回、吹上地域、川里地域を含む)非行防止パトロールを行う	69名
10	健全育成啓発用品	年間	市内	市民のつどい等のイベント開催にあわせ、啓発用品を配布する	—
	<p>青少年健全育成について、毎月の市広報で啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日は「青少年健全育成の日」 ・毎月第3日曜日は「家庭の日」 				—

※No.9については、3月までの実績

令和5年度 青少年健全育成関係支出内訳

(単位：円)

No.	事業名	市民会議		市		合計		説明
		予算額	支出額	予算額	支出額	予算額	支出額	
1	ジュニアリーダー 資格認定研修	0	0	125,000	125,000	125,000	125,000	研修負担金
2	家族ふれあい魚つり 大会	4,000	5,283	21,000	19,458	25,000	24,741	看護師、メダル代、消耗品他
3	チャレンジスクール	20,000	3,400	16,000	0	36,000	3,400	消耗品
4	子ども大学こうのす	0	0	141,000	141,000	141,000	141,000	補助金
5	彩の国21世紀郷土かるた の配付及び販売用購入	0	0	245,000	99,560	245,000	99,560	かるた配付分（135個）小学 校・子ども会
6	青少年健全育成市民のつど い	20,000	23,131	213,000	197,447	233,000	220,578	消耗品、会場、運搬料
7	第39回彩の国21世紀 郷土かるた鴻巣大会	40,000	19,570	92,000	76,744	132,000	96,314	消耗品
8	第42回彩の国21世紀 郷土かるた県大会	5,000	0	0	0	5,000	0	写真プリント代
9	青少年非行防止 パトロール	25,000	26,757	1,000		26,000	26,757	保険料、飲み物等、消耗品
10	健全育成啓発用品	60,000	40,832	0	0	60,000	40,832	健全育成啓発用品代
11	事務費・会議費等	22,000	15,543	0		22,000	15,543	郵券料
12	健全育成啓発用品 積立金	20,000	20,000	0	0	20,000	20,000	健全育成啓発用品購入積立金
合計		216,000	154,516	854,000	659,209	1,070,000	813,725	

改正

昭和62年9月30日条例第17号

平成12年12月26日条例第59号

平成17年9月22日条例第98号

平成26年3月28日条例第6号

平成31年3月28日条例第1号

鴻巣市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定に基づき鴻巣市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（専門委員）

第7条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、こども未来部こども応援課において処理する。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第59号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年条例第98号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鴻巣市青少年問題協議会設置条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の鴻巣市青少年問題協議会設置条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日 法律 83 号

最終改正 平成 25 年 6 月 14 日 法律 44 号

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 (抄)

1 この法律は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。